

渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金交付要綱

令和5年3月31日 制定

令和6年2月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、CO₂排出削減のため水素エネルギーの利活用の推進を図るべく、区が実施する家庭用燃料電池システム設置費助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等に関する基本事項を定めるとともに、区内における家庭用燃料電池システムの普及を促すことで、家庭部門におけるCO₂の排出削減を促進し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 建築物等 建築物若しくは土地のいずれか又はこれらを組み合わせたものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池（以下「対象機器」という。） 一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であり、未使用品であるものをいう。

(助成対象機器及び助成金の額等)

第3条 対象機器及び助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 本事業に係る助成金の額は、1件当たり30万円とし、助成金の総額は、予算の範囲内とする。
- (2) 同一年度内において助成金の交付対象となる対象機器は、機器の種類を問わず区民においては1基とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象機器本体の設置工事費とし、消費税及び地方消費税を除く額とする。

(助成対象者)

第5条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区民又は第11条に規定する完了報告を行う日までに区民になろうとする者であって、自らが居住する区内住宅の敷地内に対象機器を設置しようとするもの
- (2) 区民又は第11条に規定する完了報告を行う日までに区民になろうとする者であって、自らが居住する区内の建築物等に対象機器を設置しようとするもの

(助成対象の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請を行うことができないものとする。

- (1) 対象機器を設置しようとする建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合において、当該機器の設置及び助成金の申請に係る所有者全員の同意が得られていないとき。ただし、申請を行おうとする者が民法（明治29年法律第89号）第265条に規定する地上権者である場合は、この限りでない。
- (2) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 対象機器がリースのとき。

(助成金交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象機器の設置工事着工前のあらかじめ区長が指定する日までに、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し若しくは注文請書の写し
- (2) 工事費用の内訳が分かる見積書の写し
- (3) 対象機器の設置予定場所が分かる設置計画図面の写し。ただし、対象機器の設置に当たり、設置計画図面を作成しない場合は、現況写真で代用することができる。
- (4) 対象機器を設置する住宅に居住している者の住民票の写し若しくは住所、氏名及び生年月日が記載された住民票記載事項証明書若しくは対象機器を設置する住宅の登記事項証明書（これらの書類は交付申請書を受け付けた日前6か月以内のものに限る。）又は固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書等（交付申請書の提出に係る年度のものであって、個人が自己の居住する住宅以外の既存の住宅に対象機器を設置する場合において、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は登記事項証明書で確認できないときに限る。）（これらの書類を複写したものを含む。）
- (5) 対象機器の設置予定場所の現況写真（撮影日が認識できるもの）
- (6) 対象機器を設置する建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象機器を設置することについての所有者全員の設置同意書（別記第2号様式）
- (7) 前各号までに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことが適当であると認めるときは渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。
- 3 区長は、先着順に交付申請書を受け付ける。ただし、受け付けた交付申請書に係る助成金申請額の総

額が予算額に達した日をもって、当該受付を終了する。

4 区長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第9条 前条第1項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは速やかに渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金変更申請書（別記第5様式）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の助成金変更申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金変更承認通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、対象機器の設置を中止しようとするときは速やかに渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金取下げ申請書（別記第7号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の助成金取下げ申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは取下げを承認し、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金取下げ承認通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知する。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、交付決定のあった日に属する年度の3月15日（その日が渋谷区の休日を定める条例（平成元年渋谷区条例第1号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金機器設置完了報告書（別記第9号様式）に次の書類を添えて、区長に報告するものとする。

- (1) 対象機器の設置に係る領収書の写し
- (2) 対象機器の設置状態を示す写真及び本体の形式表示部分の写真（撮影日が認識できるもの）
- (3) 対象機器の保証書の写し
- (4) 渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金交付請求書（別記第10号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金交付の確定及び交付)

第12条 区長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、交付要件に適合すると認めるときは助成金の交付を確定し、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金交付確定通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知するとともに、速やかに助成金を交付する。

(管理)

第13条 対象機器を設置した区民は、当該機器をその耐用期間内、善良なる管理者としての注意をもって管理するものとする。

2 対象機器を設置した区民は、当該機器の設置及び使用により生ずる光の反射、騒音等の発生の防止

に配慮し、周辺環境の保全に努めるものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の内容を取消したときは、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、速やかに交付決定者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付額の全部又は一部について、渋谷区家庭用燃料電池システム設置助成金返還請求書（別記第13号様式）により、期限を定めて、当該助成金受給者にその返還を命じることができる。

(使用状況報告)

第15条 区長は、交付決定者に対し必要に応じて対象機器の管理状況及び使用状況について、報告を求めることができる。

(調査等)

第16条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報取扱い)

第17条 区は、助成事業の実施に当たって知り得た個人情報について、本助成事業の実施に係る目的にのみ使用する。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、環境政策部長が定める。

附 則（令和5年3月31日区長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月1日区長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。